

第48回衆議院総選挙における在外投票の実施について

第48回衆議院総選挙の在外投票が以下のとおり行われます。

なお、衆議院の解散に伴い、本年10月に実施が予定されていた衆議院補欠選挙は実施されないこととなりました。

1. 選挙の日程

- 公示日 : 平成29年10月10日(火)
- 在外公館投票の開始日 : 平成29年10月11日(水)
- 日本国内の投票日 : 平成29年10月22日(日)

2. 投票できる方

在外選挙人証をお持ちの方

在外選挙人証は申請に基づいて交付されます。

申請手続きについて知りたい方は[こちら](#)

3. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには[こちら](#)

在外公館投票

投票期日：10月11日(水)から10月15日(日)まで ※土・日も含みます。

投票時間：午前9時30分から午後5時まで

投票場所：[在エディンバラ日本国総領事館](#)

住所：2 Melville Crescent Edinburgh EH3 7HW

電話：0131-225-4777

(その他の在外公館でも投票できますが、在外公館によって投票終了日が異なりますので、事前に投票を希望される在外公館に投票期間をご確認ください。)

持参すべき書類：(1) 在外選挙人証 (2) 旅券等の身分証明書

郵便等投票

請求手続：登録されている選挙管理委員会に、請求書および選挙人証を送付します。

請求書は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、[総務省ホームページ](#)からダウンロードしてください。

投票手続：選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日の10月22日(日)の投票所閉鎖時刻(原則午後8時)までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間(転入届提出後3か月間)は、在外選挙人証を提示して、下記①～③のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

(1) 期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

(2) 不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

(3) 投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

4. 選挙公報・候補者情報

○公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載される予定です。外務省ホームページにもリンクを設けますので、御利用ください。

○候補者情報についても、公示後、リンクを設けますので御利用ください。

5. その他

○各選挙人が投票する衆議院の小選挙区は、在外選挙人証の表面に記載されていますが、平成29年7月に区割り改定が行われたことにより、変更が生じている場合もありますので、あらかじめ各選挙人において確認願います。

※総務省：[衆議院小選挙区の区割りの改訂等について](#)

6. 郵送による広報

今後、電子メール・アドレスを当館に登録されている在外選挙人には、電子メールによる広報に替える方針ですのでご了承願います。電子メール・アドレスをお持ちでありながら未登録の方については、行政コスト削減のため出来るだけ電子メール・アドレスの登録をお願いします。電子メール・アドレス登録御希望の方は、次のメール・アドレス ryoji@ed.mofa.go.jp に登録希望メール・アドレス、氏名、氏名ローマ字をお知らせ願います。

(了)